妊娠・出産・産休・育休などを理由とする

掲載例１

解雇などの不利益な取扱いは、法律で禁止されています。

**えばこんなことを理由としてこんな取扱いを受けたら法違反です例えばこんたとなことを理由としてこんな取扱いを受けたら法違反です**

**例えばこんなことを理由として**

**こんな取扱いを受けたら法違反です**

●妊娠した、出産した

●妊婦健診を受けに行くため仕事を休んだ

●つわりや切迫流産で仕事を休んだ

●産前・産後休業をとった

●育児休業をとった

●子どもが病気になり、看護休暇をとった

● 育児のため残業や夜勤の免除を申し出た　など。

●解雇された

●退職を強要された

●契約更新がされなかった

●正社員からパートになれと強要された

●減給された

●普通ありえない様な配置転換をされた

　など。

**職場のセクシュアルハラスメント対策、男女雇用機会均等法に関するお問い合わせは、**

**沖縄労働局雇用均等室　へ**

**TEL　０９８－８６８－４３８０**

〒900-0006　那覇市おもろまち２丁目1番1号　那覇第２地方合同庁舎１号館３階

**職場のセクシュアルハラスメント対策、男女雇用機会均等法に関するお問い合わせは、**

**沖縄労働局雇用均等室　へ**

**TEL　０９８－８６８－４３８０**

〒900-0006　那覇市おもろまち２丁目1番1号　那覇第２地方合同庁舎１号館３階

悩んでいませんか？

**職場でのセクシュアルハラスメント**

会社で対応してもらえない場合や社外で相談したいときは、沖縄労働局「雇用均等室」にご相談ください。

相談に応じ問題解決のお手伝いをします。

あなたのプライバシーは守られます。

お困りの方は　**沖縄労働局雇用均等室へご相談を！**

**（匿名でも大丈夫・相談は無料です）**

**TEL　０９８－８６８－４３８０**

〒900-0006　那覇市おもろまち２丁目1番1号　那覇第２地方合同庁舎１号館３階